

## タイにおける税務の基礎知識 第20回

前回はいわゆる国際税務における親子関係、新興国における留意点について、基礎的な解説をいたしました。今回は親子関係における企業グループにおいて避けては通ることのできない事項について、解説を進めたいと思います。

| 項 目  | 解 説   |
|--|---|
| - 親子間取引による所得の移転                            | <p>日本国内における親子関係のある企業グループにおいても、グループ取引は頻繁に発生し、その対価が正当であるのかどうかしばしば問われることがあります。これが国際間における企業グループとなると、同じ問題でも、企業における対応は、日本国内における取引に対する対応に比して一層難しいものとなります。</p> <p>すなわち日本の国税当局からみれば、海外に所得の一部が移転するということは、日本における課税所得が下がってしまうこととなるため、日本国内における企業グループ間取引に比べると、より一層厳しい調査が実施されることとなります。</p> <p>所得の移転というのは、単純に物の取引価格に限ることではなく、本来外国子会社等が負担すべき費用の全部または一部を日本の親会社が負担することによって、日本における課税所得が減少する結果となります。これらの不合理を排除するために、日本の法人税法上は外国子会社等に対する寄付金の損金不算入という規定を定めています。この制度は、本来外国子会社等が負担すべき費用の全部または一部を日本の親会社が負担しているような場合には、日本の親会社が負担すべき金額として適正額を超えている場合には、その適正額を超える部分の金額は、外国子会社等に対する経済的利益の供与とみなされ、寄附金認定されます。この認定された寄附金の額は、その全額が法人税の課税所得計算上は費用として認められません。</p> |
| - よくあるケース<br>親子間貸付に係る問題<br><br>財政状態悪化に伴う問題 | <p>タイは製造業の進出が多く、進出に際しての初期投資額も多額になります。したがって設立時の資本金のみでは工場設置等にかかる投資額を賄えきれずに、貸付金として資金を提供することがしばしば見受けられます。</p> <p>ここで注意を要するのは、当該貸付金に対して適正な利息を付しているかということになります。国が異なることにより、それぞれの国における利息の水準も異なるため、何が「適正な利息」であるのかという判断は非常に難しい問題となります。あらかじめ様々な要因(本社における資金調達コスト、市中金利等)に基づき、合理的な理由づけができる金利水準を検討する必要があります。</p> <p>タイ現地法人の業績が伸びずに、借入金の返済ができないという事態に陥った場合に出てくる問題として、「子会社の再建」という目的で、子会社に対して貸付金の全部または一部について債務免除を行い、親会社においては、これを損失として負担するケースがあります。この場合においては、子会社の財務内容を詳細に調査し、日本の法人税法上損金とすることが妥当であるのかを検証しなければなりません。合理的な根拠のない債務免除は上述の寄附金に該当し、親会社においては損金の額に算入されないこととなります。</p>   |
| - 留意事項                                     | <p>上記の「よくあるケース」は、典型的な一例にすぎません。これら以外も親子関係においては様々な項目について取引が発生しているものと思います。一度、財務諸表の各項目について、どこの勘定科目に親子間取引が発生しており、どのような基準で取引金額が決定されているのか整理し、問題の有無を理解しておくことが望ましいと思います。また中小企業の場合、その多くはいわゆるオーナー系企業(オーナー一族で支配されている企業)が多いことと思います。よって上記のような制度以外にも、「同族会社の行為、計算の否認」という日本の法人税法における規定があります。この適用を受けないためにも、グループ間取引価格については実態を把握する必要があります。</p>  |

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。